

手話言語と コミュニケーション手段の 普及促進に努めます

～この地域で安心して暮らせるために～



市では「手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例」を4月から施行しました。この条例では互いの個性を尊重し、一人一人に寄り添ったコミュニケーションができるよう、市が責任を持って果たす役割、市民と事業所の役割を明確にし、全ての市民が共に生きる社会の実現を目指します。

問合せ 社会福祉課 ☎245241

■コミュニケーション手段とは

その方の特性に応じた、手話や要約筆記、筆談、身振り、絵図、点字などの手段のことです。

■市の責務(第4条)

市民に、手話が言語であることと、さまざまなコミュニケーション手段があることへの理解を広めるとともに、それらの手段が使いやすくなるよう環境を整備します。

■市民の役割(第5条)

手話が、ろう者が心豊かな生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることを理解します。また、コミュニケーションは「障がいのある人とない人とが互いの違いを理解し、個性を尊重すること」が基本であることを理解するとともに、市が推進する施策に協力するよう努めます。

■事業者の役割(第6条)

市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が利用しやすいサービスの提供と、働きやすい環境の整備に努めます。

■市の取り組み

市では、手話や点字などのコミュニケーション手段の普及に向けて取り組みます。

例 手話教室、手話・要約筆記奉仕員の派遣と奉仕員養成講座、声の広報ボランティア養成講座、市長記者会見の手話通訳、点字・録音図書などの貸し出し



南相馬市・飯館村自立支援協議会

会長 青田 由幸

わたしたちは、地域の障がい当事者や関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、暮らしやすい地域を目指しています。地域には障がい者だけではなく、コミュニケーションが取りづらいさまざまな人が暮らしています。条例の施行によっていろいろなコミュニケーションの手段が利用でき、会話の支援が広がることを期待します。私たちの言語は日本語だけではなく、手話も言葉として長い間使われてきた言語です。ITの進歩により新たなコミュニケーション方法が使われてきています。会話が誰でも簡単にでき、さまざまな手段が使えるような環境になってほしいと願っています。



浜北聴覚障がい者会

会長 八巻 稔

私たち、聴覚障がい者と原町手話サークル耳通口は、手話を学び、そしてろうあ者と手を取りあい、知識を高めて差別や偏見をなくすために努力し、市民向けの講習会や奉仕員養成講座の活動を行っています。

今後は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい環境づくり、手話を学ぶ教育環境が整備されることを期待します。